

電子政府ガイドライン作成検討会・セキュリティ分科会（第2回）会合  
議事概要

1. 開催日時：平成20年11月21日（金） 16:00～18:00

2. 場所：金融庁903階会議室

3. 出席構成員：

辻井セキュリティ分科会主査、佐々木セキュリティ分科会主査代理、  
荒木構成員、岩下構成員、宇賀構成員、國井構成員、小松構成員、猿渡構成員、満塩構成員、  
須藤座長、井堀構成員、大山構成員

（オブザーバー）（敬称略）

安心・安全インターネット推進協議会/日立製作所システム開発研究所 洲崎  
セコム株式会社 I S 研究所 松本

（参加府省）

総務省行政管理局長屋行政情報システム企画課長

総務省行政管理局行政情報システム企画課北川調査官

総務省自治行政局地域政策課中垣内補佐（代理）

総務省自治行政局井上地域情報政策室長

総務省自治行政局市町村課村山専門官（代理）

総務省情報流通行政局情報流通振興課新井情報セキュリティ対策室長

法務省民事局総務課堀補佐官（代理）

法務省民事局商事課杉浦補佐官（代理）

国税庁長官官房上斗米企画課長

厚生労働省大臣官房統計情報部企画課佐々木情報企画室長

厚生労働省職業安定局雇用保険課松岡係長（代理）

社会保険庁総務部総務課情報企画調整室林補佐（代理）

経済産業省商務情報政策局情報経済課三角情報セキュリティ政策室長

経済産業省商務情報政策局情報経済課情報セキュリティ政策室清水補佐

4. 議事次第

(1) 開会

(2) セキュリティ分科会の進め方の見直しについて（案）

(3) eGovの動向と次世代電子行政サービス構想

(4) 「電子政府認証ガイドライン検討報告書」について

(5) オンライン利用拡大行動計画における重点手続の再点検について（案）

(6) 閉会

## 5. 資料

### <配布資料>

- 資料 1 セキュリティ分科会の進め方の見直しについて（案）
- 資料 2 eGov の動向と次世代電子行政サービス構想
- 資料 3 「電子政府認証ガイドライン検討報告書」について
- 資料 4 オンライン利用拡大行動計画における重点手続の再点検について（案）

### <席上配布資料>

- 参考資料 1 セキュリティ分科会（第 1 回）議事概要
- 参考資料 2-1 構成員からのご意見（猿渡構成員）
- 参考資料 2-2 構成員からのご意見（満塩構成員）
- 参考資料 3-1 次世代電子行政サービス（e ワンストップサービス）の実現に向けたグランドデザイン（概要）
- 参考資料 3-2 次世代電子行政サービス（e ワンストップサービス）の実現に向けたグランドデザイン
- 参考資料 4 電子政府認証ガイドライン報告書
- 参考資料 5 （社）日本経済団体連合会「提言 実効的な電子行政の実現に向けた推進体制と法制度のあり方について」

## 6. 議事概要：

- 資料 1 「セキュリティ分科会の進め方の見直しについて（案）」を説明。これについて、以下のような意見が提出された。
  - ・ 認証・署名レベルの検討にあたっては、次世代電子行政サービス検討 PT の検討状況を踏まえ、ネットワークの使い方(LGWAN や行政サービスと民間サービスが連携する場合等)も考慮すべきである。
  - ・ これらの確認、検討の後、同分科会を(案)のように進めていくこととなった。
- 資料 2 「eGov の動向と次世代電子行政サービス構想」により、電子政府構想の基本、ヨーロッパの動向及び次世代電子行政サービスの構想を説明。これについて、以下のような意見が提出された。
  - ・ 地方自治体間での連携は重要であるが、財政面、人材面など様々な要因から、各自治体は決して一枚岩ではない。次世代電子行政サービスの早急な実現のためにも、各自治体がうまく連携できるよう、共通かつ重要な基盤については国主導で整備を進め、また、組織作りなど体制整備も行って欲しい。
  - ・ 基本的には、情報処理システムを共同で導入することで財源を生み出していくことができる。これには、業務の標準化が必要だが、実際の業務レベルでの個々の問題点を潰していくことが重

要。このように、基本的な合意と具体的な論点整理とを併せて進めていくことが必要。また、データベースの設計にあたっては、大きな方針も大事だが、どのデータとどのデータを共有するといったことを、具体的な業務毎に議論していかないとうまくいかない。

- ・ オンライン申請よりも、自分のデータがどうなっているのか、というのを本人に確認していただくことが重要。ただし、個別自治体で取り組むには個人情報保護対策の観点からリスクが高いため、認証レベルガイドラインとして示していただきたい。
- ・ 今ある業務を温存するのではなく、証拠に基づく PDCA 分析によって業務を棚卸しし、ビジネス革新をやる気概で進めていくことが必要。また、市長、副市長の合意により、IT 投資を確保する等、上と下から両方攻めていかないとうまくいかないだろう。
- ・ 基盤整備については、地方自治の観点から、自治体毎の判断に委ねられることが多い。組織のトップの見識が高いところはいいが、そうでないところはなかなか整備が進まない現状がある。財政面や人材面など各種制約はあるが、どこの自治体であっても必要な整備を進めるべき(国の役割が重要)。
- ・ 国と地方を通じたデータベース連携を進めるべきであることは、誰にも異存はないだろうが、社会的な了解が得られるか、必要な財源措置が講じられるかが問題となる。いずれも国として果たす役割があるのではないか。
- ・ 次世代電子行政サービスの実現時期については、まだビジョンがない。ただし、自治体と政府のデータベースの疎結合を図るための話し合いにかなりの時間を要する(デンマークの場合には 2, 3年間)ので、早くビジョンを出すことが必要。

○ 資料 3 「電子政府認証ガイドライン検討報告書」を説明。これについて、以下のような意見が提出された。

- ・ 個々のシステムが相応の認証方式を選ぶのは正しいが、認証レベルの高いものは低いものをカバーし、その逆はないことから、全体最適を考えた時には別途検討が必要になるだろう。
- ・ 検討の手順としては、まず個別の認証レベルに対応する対策システムをピックアップした上で、コストや使いやすさ等のトータルコストを考えて、最適な組み合わせを考える、というようにやっていただきたい。
- ・ このガイドラインは参考となるが、オーセンティケーション(主体の ID を確実に証明することでなりすましを防ぐ)が主体となっており、特に否認防止という観点はないので、このまま適用できるものではない。
- ・ 公的個人認証サービスは、本人性の確認は最も高いレベルの写真つき ID で同一性を確認し、住民票の写し等で存在性を確認する最高レベルの本人確認手法を安価に提供するものであり、民間認証機関がそこで発行された電子証明書に属性を付加した電子証明書を発行することも可能な制度設計となっている。
- ・ 我が国で本人確認手段としてよく用いられている運転免許証について、住民票と同期していないため、現住所等が更新されていないことがあり、ベテラン職員が例外処理として対応している

のが現状。ICT の利用により、これらの連動を検討すべき。また、本人確認については、例えば銀行窓口で確認したものをバックオフィス連携で、行政用途でも使うこと等、精度の高い認証を共同利用していく仕組みを考えるべき。

○ 資料4「オンライン利用拡大行動計画における重点手続の再点検について（案）」を説明。これについて、以下のような意見が提出された。

- ・ 個人情報へのアクセスに係る認証について、例えばかなりの大きな病院では電子カルテが普及しているが、情報開示についての責任分界点が明文化されていないので、他の医者や患者本人への開示ができない状況。現行の手続きだけでなく、このようなサービスについても検討対象にしないのか。
- ・ 次世代電子行政の観点からいえば、そのようなサービスも念頭におき、どのような課題をクリアしないとイケないか検討すべき。
- ・ 厚生労働省の検討会で、オフラインの場合については相手に媒体がわたった時点を責任分界点とすることとしたが、ネットワーク経由の場合は決着していない。今年の3月にネットワーク事業者と医療機関の間の責任の分け方について報告をまとめ、来年の2月にさらにバージョンアップしたものを出す予定。
- ・ 情報の扱いにおいて責任分解点の議論が重要なのは医療分野に限ったものではないが、医療情報を出す場合は、情報の特殊性から特に責任分解点の議論は重要となる。医療情報のうちカルテについては特に情報の所有者が患者と医師の共有物なのか、医師のものか、といった点も明確にしないとイケない。また、医師側が情報を出すメリットに乏しく、インセンティブがないので、患者側と医師の双方に便益が高まることを考えたビジネス設計をしなければ何も動かない。

以上